

何日か迄は、在籍者及び組合員は、本社の業務に従事し、  
組合員は、組合員としての権利を行使し、  
組合員は、組合員としての義務を履行し、  
組合員は、組合員としての責任を負ふ。  
組合員は、組合員としての利益を享受し、  
組合員は、組合員としての損失を分担し、  
組合員は、組合員としての権利を行使し、  
組合員は、組合員としての義務を履行し、  
組合員は、組合員としての責任を負ふ。  
組合員は、組合員としての利益を享受し、  
組合員は、組合員としての損失を分担し、  
組合員は、組合員としての権利を行使し、  
組合員は、組合員としての義務を履行し、  
組合員は、組合員としての責任を負ふ。

ヨリ「同一モノハ外ノ組合トノ関係ヲ断タズ」ト云フ迄

答アリタリ

レカラ其素社人々カラ解雇ナルカ。休業ナルカ。退社  
ノ責任何レニ在ルカ。結局手当金ハ如何ナルカト云フ  
談判ニテ午前十時ヨリ午後六時過迄カ、ツテ何等  
決着ヲ見ルニ至ラズシテ立ケ別トナリタリ

コナラハ前記、成行ヲ説明シ會社ノ制規ニ背キ  
社内ニテ徒党ヲ組ミ會社ヲ威壓セントスル行為ニ對  
シ懲罰解除雇員分ノ外ナシト主張シ先方ハ見解ノ  
相異ノミ會社都合ニテ解雇スルモノニ付キ手当金ヲ出  
セトノエトナリシ

殊ニ此日ハ代表ト云フ形式モ整ヘ居ルモノニアラザリシ